

[事案 2022-275] 契約無効請求

・令和5年12月22日 裁定打切り

<事案の概要>

自分に無断で申込みがなされたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成11年1月に契約した医療保険（契約①）および終身保険（契約②）、平成20年5月に契約した医療保険（契約③）について、以下の理由により、契約③を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)平成10年12月頃、両親のために契約①②を契約し、死亡保険金等受取人を実父にしていたが、平成20年4月頃、自分に無断で契約①が解約され、契約②の死亡保険金等受取人が亡夫に変更されていた。
- (2)平成20年4月頃、契約③の申込みをしたこととされているが、自分は手続をしていない。申込書の申込日、契約者欄、被保険者欄、勤務先名欄の筆跡は、自分の筆跡とは異なる上、勤務先欄、住所欄、電話番号欄の記載はいずれも当時の自分のものではない。申込書記載の住所は、自分と不仲で募集人の親族でもあった義母の住所であり、契約③に係る保険証券は自分の自宅に届かないようになっていた。
- (3)保険会社に提出された各種書類に押印された印章は、当時、自分が管理していたものではなく、亡夫と義母が管理していたものである。契約③の保険料は、亡夫と義母が管理する自分名義の銀行口座から引き落されていた。自分は、亡夫の死後に同口座の預金通帳を義母から返還してもらったものの、その後も、保険会社に支払っている保険料は、契約①のものだと思っており、契約③の保険料が支払われているとは認識できなかった。
- (4)契約①の解約をした覚えはないが、保険会社とこれ以上の関係を持ちたくないため、契約①の復旧は望んでいない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、募集人の案内に従って、自ら契約①の解約、契約②の死亡保険金等受取人の変更手続および契約③の申込手続を行った。
- (2)平成20年4月、募集人は、事前に申立人から確認した住所、電話番号を印字した契約③の申込書を持参し、申立人自身が募集人の前で署名、押印および勤務先名の記入を行った。
- (3)申立人は、契約①②③に係る各書類が偽造されたと主張しているが、これらの書類の署名は申立人の筆跡と一見して異なるとはいえない。
- (4)契約③の申込書と特別条件承諾書に押印された印章の印影は、申立人が自ら作成したことを認めている改印届の印影と一致しているため、申立人は、当時、契約③の申込書に押印された印章を管理していたといえる。契約③の保険料は、申立人名義の銀行口座からの口座振替により払い込まれていたが、この度の申立てに至るまで申立人から何らの申出もなされなかったことから、申立人は契約③の存在を認識していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各手続時の状況等を確認す

るため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、解約請求書や申込書等のような重要な文書の成立に争いがある場合、その判断には、慎重な事実認定が要請され、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせた上で、署名の筆跡鑑定、関連する書証の証拠調べ、関係者の尋問手続等を実施して事実を認定していく必要があるところ、当審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を行うことはできないことから、裁定手続を打ち切ることとした。